

株 主 各 位

2022年2月14日

会 社 名 太洋物産株式会社
代表者名 代表取締役社長 柏原 滋

株式会社敷島ファームに対する

臨時株主総会の運営に関する書簡の送付に関するお知らせ

当社は、2022年1月25日付「臨時株主総会の開催日時、場所及び付議議案、株主提案に対する当社取締役会の意見、並びに、株式会社敷島ファームによる株主名簿閲覧謄写請求等に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同年3月1日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定です。当社は、本臨時株主総会の運営に関して、株式会社敷島ファーム（以下「敷島ファーム」といいます。）に対して、同年2月10日付「臨時株主総会に関するご連絡」（以下「本書簡」といいます。）を送付いたしました。本書簡の内容は、本臨時株主総会の運営に関するものであるため、当社株主の皆様にもご理解賜りたく、以下のとおりお知らせいたします。

なお、このお知らせは、株主の皆様に対して、敷島ファームに対して本書簡を送付した経緯及び内容並びに本臨時株主総会における委任状の提出方法等をお知らせする目的のためのみに行うものであって、本臨時株主総会における当社提案議案に対して賛成する、又は、敷島ファームの株主提案議案に対して反対することを依頼、勧誘ないし示唆するものではありません。

1. 本書簡を送付した経緯及び内容

(1) 本書簡を送付した経緯

当社は、本臨時株主総会において、2022年2月4日付「株式会社敷島ファームからの「貴社からの書簡に対する見解」に対する当社の見解」1.(3)でお知らせしたとおり、敷島ファームが、当社株主に対して敷島ファームによる株主提案議案について委任状勧誘を行うものと理解いたしました。また、同年2月10日付「株式会社敷島ファームによる株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、敷島ファームは、当社に対して、株主提案議案に賛同する株主を募ることを目的として、会社法125条2項に基づき同年1月22日現在の当社の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）の閲覧謄写請求をしておりましたが、当社は、同月8日に、敷島ファームが行う委任状勧誘の方法に関する誓約書を敷島ファームから取得したことを契機として、本株主名簿の任意開示に応じました。そのため、当社は、本臨時株主総会に関して、敷島ファームが株主の皆様に対して委任状勧誘を行う可能性が高いと考えております。

そこで、当社は、本臨時株主総会においては、多数の委任状が提出されることが想定されるため、本臨時株主総会の招集通知発送前に、敷島ファームに対して、本臨時株主総会の円滑な運営及び提出された委任状の正確かつ迅速な集計のため、本臨時株主総会における委任状の取扱いのお知らせ及び事前集計への協力をお願いをするべきであると考え、同年2月10日、本書簡を敷島ファーム及び敷島ファーム代理人に送付いたしました。なお、本臨時株主総会の招集通知は本日発送予定です。

(2) 本書簡の内容

本書簡は、①委任状に添付する本人確認書類を下記記載の書類に限定することとし、委任状に当該本人確認書類が添付されない場合には、株主本人が委任を行ったことが証明されたことにならず、正式な委任状として取り扱うことはできないこと、及び、②敷島ファームが当社の株主から収集した委任状の事前集計作業への協力の依頼を内容としております。本書簡の詳細は、別紙「臨時株主総会に関するご連絡」をご参照下さい。

■ 個人株主の場合

本臨時株主総会の招集通知に同封される議決権行使書面、又は、印鑑証明書の原本(※1)

■ 法人株主の場合

本臨時株主総会の招集通知に同封される議決権行使書面、印鑑証明書の原本(※1)、又は、登記簿謄本(登記事項証明書)の写し若しくは官公庁発行書類等で法人の名称・本店若しくは主たる事務所の記載があるものの写し

※1 印鑑証明書は、当社の株主がご提出される委任状への押捺に用いた印鑑の印鑑証明書の原本に限ります。

2. 本人確認書類について上記 1. (2)①の取扱いとした理由

当社が、本人確認書類について上記 1. (2)①の取扱いとした理由は、(i)本臨時株主総会は、2021年12月28日に開催した当社の第81回定時株主総会(以下「前定時株主総会」といいます。)で当社提案及び敷島ファームによる株主提案の取締役選任議案がいずれも否決されるという異常事態の末に再度株主の皆様のご意向を伺うために開催される株主総会であること、また、(ii)本臨時株主総会は今後の当社の業務執行を担う取締役を決定するという当社の企業価値及び株主の共同の利益に著しい影響を及ぼす局面であることから委任状が真正なものであるかどうかは一層慎重かつ正確に判断がされるべきものであること、(iii)前定時株主総会における委任状の集計に関する経緯を踏まえ(※2)、非常に限られた時間の中で多数提出されることが想定される委任状の有効性を迅速かつ正確に判断するには、本人確認書類を限定する必要があると判断したことにございます。

株主の皆様におかれましても、仮に委任状を提出される際には、委任状に上記記載の本人確認書類を添付しない場合には株主本人が委任を行ったことが証明されたことにならず、当社は正式な委任状として取り扱うことはできませんので、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

※2 なお、「前定時株主総会における委任状の集計に関する経緯」の詳細については、別紙「臨時株主総会に関するご連絡」2頁目の※1をご参照下さい。

以 上

別紙「臨時株主総会に関するご連絡」

2022年2月10日

〒325-0302

栃木県那須郡那須町大字高久丙 1796
株式会社敷島ファーム
代表取締役社長 高田 正樹 殿

〒102-0093

東京都千代田区平河町二丁目2番1号
平河町共和ビル4階
株式会社敷島ファーム代理人
OMM法律事務所 大塚 和成 弁護士
葛西 悠吾 弁護士

〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地
偕成ビル5階
太洋物産株式会社
代表取締役社長 柏原 滋

臨時株主総会に関するご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2022年1月25日付「臨時株主総会の開催日時、場所及び付議議案、株主提案に対する当社取締役会の意見、並びに、株式会社敷島ファームによる株主名簿閲覧謄写請求等に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同年3月1日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定でございます。

当社は、2021年12月28日に開催した第81回定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）の運営や本臨時株主総会を開催する経緯等を踏まえ、貴社に対して、本臨時株主総会に関して下記1.についてご連絡申し上げるとともに、下記2.についてお願いを申し上げます。なお、本臨時株主総会の招集通知の発送は2022年2月14日を予定しておりますので、本書面は招集通知発送前に貴社乃至貴社代理人にお送りしております。

敬具

記

1 本人確認書類について

当社は、本臨時株主総会で取り扱う委任状の本人確認書類を下記のとおりとさせていただきます。委任状に本人確認書類の添付がない場合は、委任者たる株主本人が行ったことを証明されたことにならず、正式な委任状として取り扱うことはできませんのでご注意ください。このような取り扱いとさせていただきます理由は、①本臨時株主総会は前定時株主総会で当社提案及び貴社提案の取締役選任議案がいずれも否決されるという異常事態の末に再度株主の皆様の意向を伺うために開催される株主総会であること、また、②本臨時株主総会は今後の当社の業務執行を担う取締役を決定するという当社の企業価値及び株主の共同の利益に著しい影響を及ぼす局面であることから委任状が真正なものであるかどうかは一層慎重かつ正確に判断がされるべきものであること、③前定時株主総会における委任状の集計に関する経緯を踏まえ（※1）、非常に限られた時間の中で多数提出されることが想定される委任状の有効性を迅速かつ正確に判断するには、本人確認書類を下記に限定する必要があると判断したことにございます。

■ 個人株主様の場合

本臨時株主総会の招集通知に同封される議決権行使書面、又は、印鑑証明書の原本（※2）

■ 法人株主様の場合

本臨時株主総会の招集通知に同封される議決権行使書面、印鑑証明書の原本（※2）、又は、登記簿謄本（登記事項証明書）の写し若しくは官公庁発行書類等で法人の名称・本店若しくは主たる事務所の記載があるものの写し

※1 前定時株主総会における以下の事情を踏まえ、上記のとおりあらかじめ本人確認書類を限定させていただくこととしております。

前定時株主総会において、当社は、貴社に対して、委任状の事前集計作業へのご協力をお願いし、貴社からは、当社に対して、前向きに協力を検討すること及び事前集計作業について総会検査役の同席の有無も含めたその詳細についての問い合わせを受けました。当社は、このような貴社からのご連絡を受け、貴社が事前集計作業にご協力いただけることを前提に、総会検査役との調整も含めて準備を進めておりましたが、事前集計作業当日になってから突然、貴社は、当社に対して、事前集計作業に不参加とする旨の連絡を行いました。その結果、当社は、貴社が収集した委任状の事前集計を行うことができず、前定時株主総会開始直前に貴社が収集した 146 通もの委任状を受領いたしました。

また、当社は前定時株主総会においては、本人確認書類として運転免許証や保険証の写し等を認めておりましたが、当社が貴社から受領した委任状の集計作業を行うにあたって、これらの書類は、株主の代理意思を確認する上で、議決権行使書面や官公庁で発行を受ける必要のある印鑑証明書等と比較して、株主の代理意思の有無について判断が難しいものであることに加え、限られた時間で、①いずれの本人確認書類なのか、②当該本人確認書類と株主名簿記載の住所・名前が一致するのか、③当該株主が保有する議決権数等について確認・調査する必要があり、総会運営に相当程度負荷がかかることが判明いたしました。実際に、当社は、これらの委任状を迅速に集計しましたが、前定時株主総会開始直後、1時間以上もの間議事を中断せざるを得ず、前定時株主総会の運営上混乱が生じました。このような経緯等を踏まえ、本臨時株主総会ではこのような混乱を避け、正確かつ迅速に株主の皆様の意思を集計するために本人確認書類をあらかじめ上記のとおり限定させていただくことにいたしました。

※2 印鑑証明書は、ご提出される委任状への押捺に用いた印鑑の印鑑証明書の原本に限ります。

2 事前集計作業のお願いについて

当社が本臨時株主総会を効率的に運営するために、合理的な範囲でご協力をお願い申し上げます。具体的には、当社が本臨時株主総会前日乃至数日前に行う委任状の事前集計作業の際に、当該事前集計作業時点で貴社が当社の株主から受領している委任状等を当社にご提出いただくようお願い申し上げます。

なお、当社は、2022年1月28日に、東京地方裁判所において、本臨時株主総会の招集手続及び決議の方法の公正を担保するべく、会社法306条1項及び2項に基づき総会検査役選任の申立てを行っております。今後、裁判所が当社の申立てを受け、本臨時株主総会の総会検査役の選任決定を行った場合には、当該事前集計作業には、当該総会検査役にも同席していただくよう調整させていただきます。また、貴社のご希望があれば、当該事前集計作業に貴社又は貴社代理人も同席できるよう調整することを検討させていただきます。

本臨時株主総会の円滑な運営及び正確かつ迅速な集計のため、ご理解及びご協力いただけますようお願い申し上げます。

以上